記載要領

１　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

③添付書類（３）－１は、役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第14条で定める使用人の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお、「賞罰」の欄は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下同じ。）第６条第10号ハからヲまでのうち該当するものを全て記入すること。

④添付書類（３）－２は、役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第６条第３号、第５号、第７号及び第９号のうち該当するものを全て記入すること。

⑤添付書類（４）は、適格特例投資家限定事業の業務を執行するための組織に関する事項としては、組織図及び各組織が担当する業務の概略、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。